

令和4年度心理検査業務委託

企画提案実施要領

1 趣旨

現在、いじめや不登校問題等は全国的に大きな社会問題となっており、本市においても不登校問題等の課題は学力向上とも密接に関係している。また、登校しても「授業についていけない」「学級内での人間関係づくりがうまくできない」など、学級不適応を起こしている児童生徒が少なからずいる。そのような課題を踏まえ、いじめや不登校問題等の早期発見と未然防止を図り、さらに、成績や授業態度から見えにくい学習に対する意欲や悩みなど、一人一人の状態を把握するための基礎資料とし、また、よりよい教科指導や学級経営に活かす目的で心理検査を実施する。

本事業における心理検査の契約は、児童生徒個々の状態及び学級の状態を理解するための客観的で多面的な資料を得るための重要な契約であり、契約相手方の信頼性・経験・資力・保証力等を勘案し契約を締結しなければならないため、公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定するものとする。

なお、本実施要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続き等を定めるものとする。

※ 本事業は、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)を活用するものとする。

2 委託業務の内容

- (1) 業 務 名：令和4年度心理検査業務委託
- (2) 選 定 方 法：事前提案書（プレゼンテーション）、その他提出書類に基づく審査
- (3) 委 託 期 間：契約締結の日～令和5年2月28日（火）まで
- (4) 業 務 内 容：詳細は仕様書による。
- (5) 提案上限額：9,226,000円（消費税および地方消費税を含む。）
※ この金額は契約額等を示すものではない。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募書類の受付期間において受けていないこと。
- (3) 国税、県税及び市税について未納がないこと。（証明書の提出を要します。）

4 募集等における主なスケジュール

- (1) 質問書締切・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年4月11日(月)正午
- (2) 参加申込書締切・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年4月19日(火)正午
- (3) 企画提案書締切・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年4月20日(水)17:00
- (4) プレゼンテーション・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年4月22日(金)午前

※ 諸事情により、変更となる場合があります。

日程、時間につきましては、別途通知いたします。

- (5) 契約・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年5月上旬予定

5 企画提案への参加申し込み

企画提案に参加を希望する方は、下記の参加申込書を提出期間内に提出すること。

- (1) 提出物

参加申込書(様式1)・・・1部提出

- (2) 提出方法

持参又はFAXにより沖縄市教育委員会指導課に提出すること。

※ FAXの場合は、企画提案書提出時に原本を一緒に提出すること。

- (3) 提出期間

令和4年4月19日(火)の正午まで

6 企画提案書の提出について

- (1) 提出物

企画提案書(様式2～様式8)・・・11部提出(1部原本、10部コピー)

※ 様式6については、業務提携・共同企業体による提案の場合のみ提出すること。

- (2) 提出期間

令和4年4月20日(水)の17時00分までに提出すること。(土日祝祭日を除く。)

なお、郵送の場合も、上記日時までに必着とする。

- (3) 提出方法

持参又は郵送により沖縄市教育委員会指導課に提出すること。郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

提出先 〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1

沖縄市役所 教育委員会 指導部 指導課

(本庁7F) 電話:098-939-7976(直通)

7 企画提案書の作成

- (1) 提出する企画提案書類の規格はA4版両面とする。

- (2) 仕様書の記載事項等を踏まえて、原則20頁以内とする。

- (3) 企画提案書は、事前に選定委員に審査資料として配布する。

プレゼンテーションの説明資料として、仕様書を踏まえ下記①及び②の項目について提案書を作成し11部提出(1部原本、10部コピー)すること。

(原本については印刷用として片面での提出)

- ① 提案の基本的考え方
沖縄市の心理検査業務を実施するうえで、基本的な考え方を記載すること。
また、仕様書記載事項以外の特色及び優位性等を記載すること。
- ② 業務の実施計画
以下の内容について記載すること。
ア 心理検査業務について、検査内容や結果の活かし方、アピールしたい事項
イ 全体スケジュール（作成、配布、回収、結果集計、事後研修など具体的かつ詳細に記載すること。）

8 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間
令和4年4月7日（木）から令和4年4月11日（月）正午まで
- (2) 提出方法
F A Xにて質問書（様式9）を提出すること。 F A X：098-937-3548
- (3) 質問の回答
質問書（様式9）を提出した全事業者及び参加申込書を提出した事業者へ、
令和4年4月15日（金）17：00までにF A Xにて回答する。
※電話及び口頭による照会対応は行わない。

9 選定方法

- (1) 審査方法
審査は、非公開とする。
沖縄市で構成する委託業者選定委員会を設置し、各委員が各提案内容を評価項目に沿って評価し、その評価した点数に基づき、委託候補者を決定する。ただし、最優秀者の合計点数が50%に満たない場合には、委託候補者を選定しないことができる。
- (2) プレゼンテーション開催日時
令和4年4月22日（金）に予定
 - ① 日時、順番、場所、時間及び時間配分等については別途F A Xにて通知する。
（時間については、参加申込み時に相談可）
 - ② 企画提案書の内容に基づいて説明すること。
 - ③ 実際の業務に携わる責任者が必ず出席すること。（相談可）
- (3) 提案説明時間 20分程度
- (4) 提案に対する質疑 10分程度
- (5) 審査項目
 - ① 業務経歴
 - ② 業務実施体制
 - ③ 見積金額

- ④ 企画提案書
 - ア 業務実績
 - イ 本業務の趣旨を理解しているか
 - ウ 仕様書以外の特色や独自性
 - エ 検査内容（児童生徒の個々の学習意欲、学級環境、対人関係が把握できるか。学級経営に活用できるか 等）
 - オ スケジュール 等

(6) 審査結果の通知

審査結果については、すべての提案者に3日以内に書面で通知する。
ただし、審査結果に対しての異議の申し立ては受け付けない。
また、電話等による個別審査結果についての問合せには応じないものとする。

10 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

沖縄市は、選定委員会が選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、沖縄市の定める本業務委託契約に係る提案上限額の範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、委託候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し、沖縄市において定める。
- ② 委託候補者に対し業務委託の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ③ 企画提案書に記載した配置予定主任担当者は、特別の理由により沖縄市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 契約内容等

本業務委託の契約は、沖縄市契約規則によるものとする。

(5) 不可抗力

天災地変、感染症拡大、その他不測の事態の発生等、双方の責に帰することができない事由により、契約の全部または一部が遅滞または履行できない場合は、その対応について双方で協議する。

(6) 契約時における追加提出書類

- ① 納税証明書（国、県、市町村税の滞納のない証明書）
- ② 履歴事項全部証明書
- ③ 法人、団体等の定款又は設立趣意書
- ④ その他市長が必要と認める書類

1 1 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本実施要項に違反すると認められる場合。
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等委員長が失格であると認めた場合。

(2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（誤字・脱字等の軽微なものを除く。）なお、提出書類は返却しないものとする。

(3) 費用負担

プロポーザル参加に要する全ての費用等は、参加者の負担とする。

(4) その他

- ① 参加者は、プロポーザル企画提案書の提出をもって、プロポーザルに係る事項（参加者要件等）の記載内容に同意したものとする。
- ② 審査に関する異議申し立ては、一切受け付けない。
- ③ プロポーザル参加者は、他の参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできない。
- ④ プレゼンテーションに電子機器使用の場合、企画提案書提出時に事務局に申出ること。

1 2 事務局

事務局は、教育委員会指導部指導課に置く。

電話：098-939-7976（直通） メールアドレス：shidou006@city.okinawa.lg.jp

shidou005@city.okinawa.lg.jp